長崎県長崎市神浦口福町字眉ノ上729番 山林　343㎡	大串　トエ 住所不詳 （持分１／２） 松井　冨藏 長崎県西彼杵郡外海村神浦道徳郷 （持分１／２）	
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上845番１ 山林　557㎡ （買収時：長崎県西彼杵郡外海村大字神浦口福郷字下眉ノ上甲845番 山林　２畝29歩）	大崎卯佐一 長崎県西彼杵郡外海村神浦江川郷	
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上845番２ 山林　437㎡ （買収時：長崎県西彼杵郡外海村大字神浦口福郷字下眉ノ上乙845番 山林　３畝６歩）		
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上866番２ 山林　530㎡		
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上867番 山林　80㎡		
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上848番 山林　108㎡	朝山　利一 長崎県西彼杵郡外海村神浦原郷	
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上849番 山林　86㎡		
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上855番 山林　562㎡		
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上850番 山林　698㎡	朝山　利一 長崎県西彼杵郡外海村神浦原郷 （持分327／416）	
（買収時：長崎県西彼杵郡外海村大字神浦口福郷字下眉ノ上850番　山林　３畝９歩、長崎県西彼杵郡外海村大字神浦口福郷字下眉ノ上854番 山林　27歩）	松野　長一 長崎県西彼杵郡外海村神浦先浜郷 （持分89／416）	
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上865番 山林　493㎡	吉野　源藏 長崎県西彼杵郡外海村神浦先浜郷	
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上866番１ 山林　303㎡	宮原　正春 長崎県西彼杵郡外海村横町郷	
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上890番 山林　594㎡		
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上891番 山林　281㎡		
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上880番 山林　209㎡ （買収時：長崎県西彼杵郡外海村大字神浦口福郷字下眉ノ上880番　山林　20歩、長崎県西彼杵郡外海村大字神浦口福郷字下眉ノ上880番２ 山林　１畝15歩）	寺井　近作 長崎県西彼杵郡外海村神浦先浜郷	
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上882番 山林　1,087㎡		
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上885番 原野　112㎡	川口　澤吉 長崎県西彼杵郡外海村神浦原郷 （持分１／２） 大串　留作 長崎県西彼杵郡外海村神浦口福郷 （持分１／２）	
長崎県長崎市神浦口福町字下眉ノ上901番 山林　655㎡ （買収時：長崎県西彼杵郡外海村大字神浦口福郷字下眉ノ上901番　山林　３畝６歩、長崎県西彼杵郡外海村大字神浦口福郷字下眉ノ上902番 山林　20歩）	中野　豊治 長崎県西彼杵郡外海村神浦口福郷	
熊本県球磨郡山江村大字山田乙字大丸3029番１ 山林　3,349㎡ （買収時：熊本県球磨郡山江村大字山田字大丸3029番 山林　７反１畝15歩）	吉田　用蔵 熊本県球磨郡山江村大字山田2315番地 （持分１／６） 白川　徳藏 熊本県球磨郡山江村大字山田2306番地 （持分１／６） 白坂　松男 熊本県球磨郡山江村大字山田2123番地 （持分１／６） 吉田　義孝 熊本県球磨郡山江村大字山田2315番地 （持分１／６） 中村　甚吉 熊本県球磨郡山江村大字山田2712番地 （持分１／６） 岡山　長作 熊本県球磨郡山江村大字山田2746番地 （持分１／６）	
熊本県球磨郡山江村大字山田乙字大丸3029番２ 山林　1,366㎡ （買収時：熊本県球磨郡山江村大字山田字大丸3029番 山林　７反１畝15歩）		
鹿児島県薩摩川内市城上町字城山9909番２ 原野　3,038㎡ （買収時：鹿児島県薩摩郡高城村城上字城山9909番ロ 原野　３畝６歩）	白男川豊志 鹿児島県薩摩郡高城村大字城上字今寺	

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１４１０号

札幌市西区八軒９条西４丁目５番20号　ノアガーデンＡ館306号

債務者　石橋　幸博

1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４４４号

札幌市西区発寒４条１丁目４番５号

債務者　築地　知子

1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４５１号

札幌市清田区真栄４条４丁目９番22号

債務者　山本　浩且

1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４５７号

札幌市北区新川西２条３丁目７番２号

債務者　小林　孝範

1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで

札幌地方裁判所民事第４部